

海津市学校保健会規約

(名称)

第1条 この会は、海津市学校保健会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、会長の定める学校に置く。
※(学校→海津市教育研究所に変更)

(目的)

第3条 この会は、学校保健の充実向上に努め、関係者相互の密接な連携協力のもとに、児童・生徒及び職員の健康の保持増進、並びに保健教育の振興をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 学校保健の普及啓発
- 2 学校保健の推進に関する調査研究
- 3 学校保健に関する事業の企画と実施
- 4 学校保健関係者に対する協力助言
- 5 学校環境整備に対する協力助言
- 6 その他この会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、市内幼保・小・中学校の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTAをもって組織する。

(部会)

第6条 この会の目的達成のため、各専門事項に関する調査研究並びに会務の円滑なる運営を図るために、必要に応じ部会を置くことができる。

(役員)

第7条 この会には次の役員を置く。その職務権限は次の通りとする。

- 1 会長 1名 この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 4名 会長を補佐し、会長の事故あるときこれを代行する。
- 3 理事 若干名 理事会を構成し、会務を議し且つこれを処理する。
- 4 監査 2名 会計並びに会務執行の状況を監査する。
- 5 評議員 評議員会を構成しこの会の予算・決算・その他重要事項を審議する。
- 6 事務局 2名 会長の命を受け会務を処理する。

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、毎年第1回の理事会で推薦する。

- 第9条 理事は、関係団体の代表者をもってこれにあてる。
第10条 監査は会長が委嘱する。
第11条 評議員は、関係団体の代表者をもってこれにあてる。
第12条 事務局員は、会長が委嘱する。
第13条 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱することができる。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(会計)

- 第15条 この会の経費は次のとおりとする。
1 関係団体負担金
2 市補助金
3 寄付金
4 その他の収入

(会計年度)

- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付則)

- 第17条 規約の変更は評議員会において行う。
第18条 この規約の施行に必要な細則は別に理事会で定めることができる。
第19条 この規約は平成24年5月15日より施行する。

海津市学校保健会細則

- 第1条 本会の理事は、次により選任する。
学校医師会 1名 学校歯科医師会 1名 学校薬剤師会 1名
PTA連合会 1名 小中学校長会 1名 事務局 2名
- 第2条 本会の評議員は、次により選任する。
学校医師会 2名 学校歯科医師会 2名 学校薬剤師会 2名
PTA連合会 2名 校長会 3名 保健部会 3名
養教部会 3名 給食部会 3名 幼保部会 2名
事務局 2名
※栄養職員(教諭)については、給食部会と共に活動する。
※PTA連合会(評議員)2名は、市PTA連合会の副会長2名を充てる。
※監査は、市PTA連合会の監事2名に委嘱する。
- 第3条 本会の予算、決算、その他重要事項については、学校長に十分連絡しておくものとする。

(付) この細則は、平成24年5月15日より施行する。